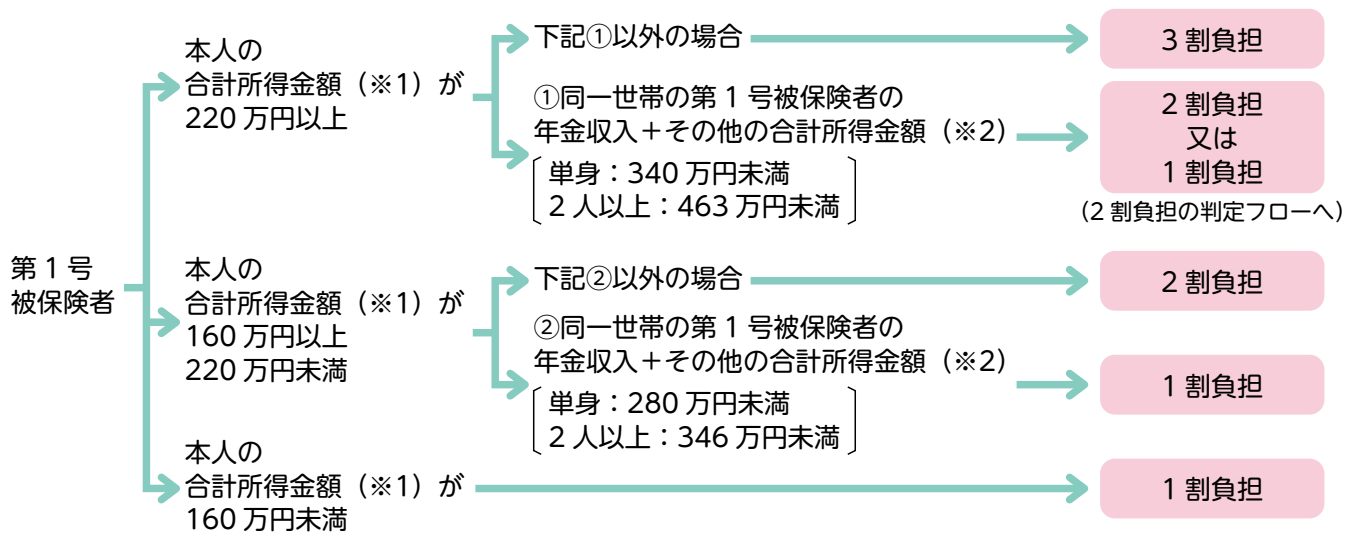


介護サービスの利用者負担

- ◆介護サービスを利用する場合は、サービスにかかる費用の9割又は8割が介護保険から支給され、残りの1割又は2割を利用者が負担します。また、平成30年8月から、2割負担者のうち、特に所得の高い方については3割の利用者負担となります（下図参照）。ただし、居宅介護支援、介護予防支援については、利用者負担はありません。



※1：合計所得金額については、8ページ※2(1)(2)参照。

※2：その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得（公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額）を控除した額。

〈在宅で受けるサービスの支給限度基準額〉

- ◆在宅で受けるサービスについては、要介護度ごとに、介護保険で利用できるサービス費用の上限（支給限度基準額）が定められています（右表参照）。

注：実際の上限（支給限度基準額）は単位数で決められています。1単位あたりの単価は地域やサービスによって異なりますが、右表では目安として、1単位10円として計算しています。

- ◆上限を超えてサービスを利用する場合は、上限を超える分の全額が利用者負担となります。

要介護度	保険で利用できるサービス費用の上限（1か月あたり・目安）
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円